

# 公益社団法人三重県獣医師会

## 旅 費 支 給 規 程

平成 22 年 7 月 8 日制定

### (総 則)

第 1 条 この法人の役員、職員及び会務の委託を受けた会員が職務のため旅行するときは、特に定める場合を除きこの規程の定めるところにより旅費を支給する。ただし、臨時職員についてもこの規程を準用する。

### (旅費の支給)

第 2 条 役職員等が出張した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 職員及び職員以外のものが県、国等の他の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人等として出張した場合には、その者に対して旅費を支給する。

### (旅行命令等)

第 3 条 次の各号に掲げる旅行は、旅行命令権者又はその委任を受けた者の発する旅行命令のもとに行わなければならない。

2 旅行命令権者は、旅行命令などを発し、変更する場合、旅行命令簿によって行わなければならない。

### (旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は、鉄道賃、バス賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等を支給する。

3 バス賃は、陸路(鉄道を除く。)旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

6 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について路程に応じ 1Km 当たりの定額又は実費額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。

8 各旅費は、別表の定額による。

### (旅費の計算)

第 5 条 旅費は、通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現況に沿った経路及び方法によって計算する。

2 前項の計算は、役員は住居地又は勤務地から、職員及び嘱託職員等は勤務地からそれぞれの用務地までとする。

3 会議、講習会、研修会又はこれに準じる会合等に参加し、会もしくは主催者又は招集者が旅費に相当する旅費を負担した場合には、それに相当する旅費は支給しない。

### (旅行日数)

第 6 条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、職務上の必要又は天

災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては200Km、水路旅行にあつては、200Km、陸路旅行にあつては20Kmについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

- 2 前項ただし書きの規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、特別急行料金、普通急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、下級の運賃。
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃。
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか次に規定する急行料金。

ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金。

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金。

- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか座席指定料金。

- 2 前号第3号に規定する急行料金は、次の各号に該当する場合に支給する。

- (1) 特別急行列車及び普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50Km以上のもの。ただし、会務のため特に必要と認めるときは、片道50Km未満でも同様に支給することができる。

- 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50Km以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船 賃)

第8条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃。
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃。
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃。
- (4) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金。
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金。

- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、その階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃はその階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第9条 航空賃の額は、エコノミー旅客運賃による。ただし、北海道、九州、沖縄地区等遠距離を用務とする場合に限るが、他の地区でも他の交通機関の一般料金と同等と認められる場合又は緊急を要する場合においてはこの限りではない。

(バス賃)

第10条 バス賃の額は、公共交通機関の一般料金による。

(車賃)

第11条 車賃の額は、1キロメートルにつき30円とする。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4Km、水路2Kmをもってそれぞれ陸路1Kmとみなし、前二項の規定を適用する。

(宿泊料)

第12条 宿泊料の額は別表の定額による。

2 水路旅行については、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第13条 食卓料の額は、別表の額による。

2 食卓料の額は、船賃若しくは航空賃のほかに食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

(路程の計算)

第14条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものを準用する。

(1) 鉄道

ア 県内旅行 三重県旅費計算表による路程

イ 県外旅行 JR等の鉄道旅客運賃表に掲げる路程

(2) 水路

ア 県内旅行 三重県旅費計算表による路程

イ 県外旅行 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路

ア 県内旅行 三重県旅費計算表による路程

イ 県外旅行 郵政省の調に係る郵便線路図に掲げる路程

(旅費の調整)

第15条 旅行者が同一地域に長期に滞在する場合における宿泊料はその地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数6日を超える場合には、その超える日数について定額の20%減額して支給する。滞在日数15日を超える場合には、その超える日数について定額の10%に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中、一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(旅費請求等)

第16条 旅費の支給を受けようとする者は、別に定める様式により請求しなければならない。

2 概算払いにより旅費の支給を受けた者は、帰着後遅滞なく精算決済しなければならない。

3 事務引継ぎ等退職者に旅行を命じた場合には、前職相当の旅費を支給する。

4 役員の随行を命ぜられて旅行した場合には、役員に準じて旅費を支給することができる。

(その他)

第 17 条 旅費の支払いについて、この規定により難しい場合、又は別に定めのない事項については、会長の決定によることができる。

(附 則)

- 1 この規程は、公益法人三重県獣医師会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 平成 31 年 3 月 14 日一部改正。同年 4 月 1 日より施行する。
- 4 令和 2 年 3 月 19 日一部改正。同年 4 月 1 日より施行する。